

税務ポイント

(会社の税務 よろず相談室^{①64})消費税その25 食品の製造委託契約における 消費税の適用税率

Q. 弊社は食品製造業を営んでおりますが、自社ブランドの製品の他に、取引先より製造委託を受けてその相手先ブランドの製品も製造しています（いわゆる「OEM」）。製造委託により製造した製品に課される消費税の税率について教えて下さい。

A. 製造委託契約により食品を製造する場合、それが「製造販売」か「賃加工」かにより適用税率が異なります。「製造販売」であれば、飲食料品の譲渡として軽減税率8%が適用され、「賃加工」であれば、役務の提供として標準税率10%が適用されます。

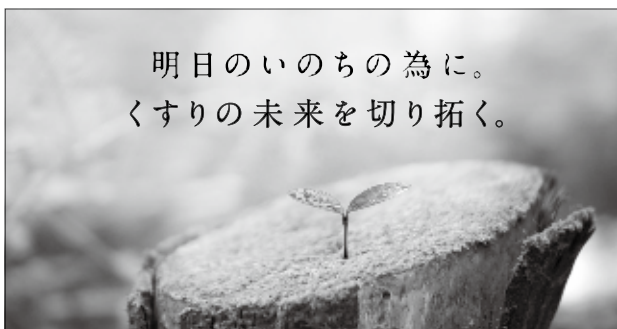
「製造販売」か「賃加工」かは、製造委託契約について、完成品の所有権の帰属や、使用する原材料や包装資材を委託者が無償提供するのか、受託者が自社調達するのかといった点を総合的に勘案して判断されます。

以下、使用する原材料をA(主原料)とB(副原料)、包装資材をa(汎用品の容器等)とb(特注品の商品ラベル等)として説明します。契約内容は別表の5タイプとし、汎用的な包装資材aは契約⑤を除き自社調達です。

(別表)

	原料A (主原料)	原料B (副原料)	包装資材a (汎用品の容器等)	包装資材b (特注品のラベル等)	消費税の 適用税率
契約①	有償支給		自社調達	有償支給	8%
契約②	有償支給	自社調達	自社調達	有償支給	8%
契約③	無償支給		自社調達	無償支給	10%
契約④	無償支給	自社調達	自社調達	無償支給	10%
契約⑤	無償支給				10%

(税制委員会：赤羽総一郎、山口優子、木下茂登次 グループ稿) (監修：関東信越税理士会 松本支部)



明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企业です。

KISSEI
 **キッセイ薬品工業株式会社**
 本社：松本市芳野19番48号